

第15回 農業委員会総会議事録

平成27年9月28日開会

中標津町農業委員会

平成27年9月28日、第15回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | | | | |
|-----|---|----|---|----|
| 1番 | 和 | 泉 | 光 | 広 |
| 2番 | 後 | 藤田 | 宏 | 幸 |
| 3番 | 高 | 橋 | 正 | 一 |
| 4番 | 赤 | 波江 | 信 | 二 |
| 5番 | 佐 | 野 | 弥 | 奈美 |
| 6番 | 國 | 光 | 達 | 男 |
| 7番 | 小 | 林 | | 亨 |
| 8番 | 飯 | 島 | | 浩 |
| 9番 | 中 | 村 | 正 | 生 |
| 10番 | 笠 | 原 | 康 | 博 |
| 11番 | 氏 | 家 | 康 | 夫 |
| 12番 | 杉 | 本 | 公 | 也 |
| 13番 | 本 | 田 | 信 | 幸 |
| 14番 | 本 | 田 | 芳 | 明 |
| 15番 | 纒 | 坂 | 尚 | 久 |
| 16番 | 金 | 刺 | 健 | 四郎 |
| 17番 | 安 | 田 | | 稔 |
| 18番 | 戸 | 田 | 重 | 勝 |

附議した案件

- イ) 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ハ) 議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ニ) 議案第76号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- ホ) 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- ヘ) 報告第39号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- ト) 報告第40号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
- チ) 報告第41号 農地法第5条許可書の交付について
- リ) 報告第42号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第15回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
14番、本田芳明委員。
15番、櫻坂尚久委員。
以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 8月21日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
8月25日に札幌市にて北海道農業会議平成27年度第5回常任会議員会議が開催され、会議員として会長が出席しております。

次に、8月27日に青森県青森市で行われました「平成27年度東北・北海道農業活性化フォーラム」であります。東北、北海道の農業委員、事務局員が出席し開催されました。フォーラムは、「農業再興に活かす新農業委員会活動」をテーマとして開催され、大妻女子大学社会情報学部教授の田代陽一氏により「農業再興に活かす新農業委員会活動について」の基調講演の後、宮城県、福島県、青森県の3農業委員会から事例発表がされました。最後に、フォーラムアピールが提言されたところであります。会長、代理、事務局長が出席しております。

次に、8月28日から2泊3日の日程で、中標津町農業後継者対策協議会主催の夏季交流会が開催され、道外からの女性8名、町内の女性1名の参加で行われました。農業体験として、中標津農業高校の協力による搾乳、参加青年の圃場での馬鈴薯等の収穫により、農業を実感してもらい、夕食での歓迎交流会等で交流を深めたところであり、引き続きの交流に期待しております。28日の歓迎交流会には、副会長である安田会長が出席しております。

次に、中標津町議会9月定例議会であります。9月14日から18日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問のほか、各会計補正予算、条例の一部改正等について審議され、可決しております。本会議が開催された14日と18日に会長が出席しております。

最後に、北海道農業会議の第6回常任議員会議が9月25日に札幌で開催され会議員として会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第38号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の61ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積82,277㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年8月1日から平成28年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年9月10日。6、解約の理由、合意解約。この案件については議案第75号(1)に関連するもので、現在賃貸借中の農地について、近隣農家へ譲渡するため、期間内解約するものです。議案の62ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積26,510㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成25年6月24日から平成35年6月30日まで。合意解約成立の日、平成27年9月15日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第73号(1)及び議案第74号(2)(3)に関連するもので、現在使用貸借中の農地について、自ら経営する農業生産法人において、農地転用申請を行うため、期間内解約するものです。議案の63ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 10,489 m²。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 23 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 9 月 14 日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第 7 3 号 (2) 及び議案第 7 4 号 (4) に関連するもので、現在、使用貸借中の農地について、農地転用申請を行うため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程 4、議案第 7 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第 7 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。3 ページをお開きください。(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 25,063 m²、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農業生産法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成 27 年 9 月 28 日から平成 35 年 6 月 30 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。作付作物、牧草。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、自ら経営する農業生産法人へ使用貸借していた農地の一部について、農地法第 5 条による農地転用申請を行う箇所を分筆し、農地部分について、再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第 7 3 号 (2) について説明いたします。5 ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 9,419 m²、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、分筆した農地を再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の

方法、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年9月28日から平成33年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図は別紙のとおりとなっております。この案件につきましては後継者へ使用貸借していた農地の一部について、農地法第5条による農地転用申請を行う箇所を分筆し、農地部分について、再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、報告第39号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 報告第39号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。65ページをお開きください。
1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、合同会社〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号、平成24年9月28日付、中農委5第7号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成24年10月1日から平成25年6月30日。6、事業完了年月日、平成25年3月8日。7、完了検査年月日につきましては、平成27年9月25日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました、議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)～(3)について説明いたします。8ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、992 m²。3、許可を受けようとする事由、後継者住宅建設のため。4、転用の期間、平成27年10月22日から永年。5、権利の種類、使用賃借権。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者住宅建設のため申請があったものです。申請面積については992 m²となっております。平成27年9月24日、第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については居住のための一団地の住宅用地であり、作業道路、農業用施設に隣接しており、『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当し、別添の農地法第5条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。10ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、622 m²。3、許可を受けようとする事由、構成員住宅建設のため。4、転用の期間、平成27年10月22日から永年。5、権利の種類、使用賃借権。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、自ら経営する農業生産法人の構成員住宅建設のため申請があったものです。申請面積については622 m²となっております。平成27年9月24日、第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、農業用施設に近接しており、『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当し、別添の農地法第5条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。12ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、812 m²。3、許可を受けようとする事由、農家レストラン建設のため。4、転用の期間、平成27年10月22日から永年。5、権利の種類、使用賃借権。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、農家レストラン建設のため申請があったものです。申請面積については812 m²となっております。平成27年9月24日、第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、農業用施設に近接しており、6次産業化の推進、農家の所得向上等を図る観点から、『地域の農業の振興に資する施設』として整備されるものと判断し、別添の農地法第5条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第74号(4)について説明いたします。14ページをお開きください。
(4)1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、1,075.43㎡。3、許可を受けようとする事由、後継者住宅建設のため。4、転用の期間、平成27年10月22日から永年。5、権利の種類、使用賃借権。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者住宅建設のため申請があったものです。申請面積については1,075.43㎡、内道路用地が154.59㎡となっており、住宅敷地としては920.84㎡となっております。平成27年9月25日、第4地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については、作業道路、農業用施設に隣接しており、『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当し、別添の農地法第5条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり諮問致します。
日程7、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)と、(2)から(6)と、(7)から(11)と、(12)と、(13)から(15)の5回に分けて審議を致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
17ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代

表取締役 ○○○○。2、土地の表示。○○○○番、公簿畑、現況畑、面積 82,277 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸借していた農地を地主に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,420,000 円。6、資金調達方法、農家経済改善資金 6,400,000 円、自己資金 20,000 円。7、譲受人の経営状況、構成員○○人、農従者○○人、経営地、計○○○○m²、経営作物、馬鈴薯ほか。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、所有者である○○氏より、現在賃貸借している農地について、現使用者へ売り渡したい旨の申し出があり、協議の結果、現在の利用者に売渡することに決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第75号(1)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、○○番○○委員の退席をお願い致します。
……………(○○委員退席後)……………
議案第75号(2)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第75号(2)から(6)について説明いたします。19ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23。公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町○○○○番地○○、有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿畑、現況畑、面積 92,352 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年 117,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員○○人、農従者○○人、経営地、計○○○○m²。家畜、牛○○○頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。なお、(3)から(6)についても貸主が同一であります

ので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。21ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積14,092㎡ほか4筆。合計、畑197,416㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年265,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。24ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積17,792㎡ほか8筆。合計、畑148,876㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年221,020円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。27ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積30,553㎡ほか1筆。合計、畑48,113㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年71,180円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。29ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積30,542㎡ほか5筆。合計、畑149,456㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年207,160円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地をあっせん会議により決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するものでありま

す。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第75号(2)から(6)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

議案第75号(7)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第75号(7)から(10)について説明いたします。32ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿畑、現況畑、面積1,981㎡ほか31筆。畑472,959㎡、施設用地1821.51㎡、合計474,780.51㎡。利用状況、牧草畑ほか。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年402,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。なお、(8)から(10)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。36ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,269㎡ほか3筆。合計、畑98,613㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする

する契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年138,020円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。38ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積72,344㎡ほか1筆。合計、畑91,782㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年88,400円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛323頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。40ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,178㎡ほか6筆。合計、畑224,513㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年9月29日から平成32年7月28日。6、価格。年282,360円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地をあっせん会議により決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第75号(11)について説明いたします。43ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,363㎡ほか15筆。合計381,597㎡。利用状況、畑。

3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、27,401,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第75号(7)から(11)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇〇〇の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
議案第75号(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第75号(12)について説明いたします。47ページをお開きください。
(12)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,859㎡ほか10筆。合計392,454㎡。利用状況、畑。
3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、25,457,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の規模縮小に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第75号(12)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
議案第75号(13)から(15)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第75号(13)から(15)について説明いたします。50ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、自営業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積2,137㎡ほか4筆。合計51,480㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,912,000円。6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。
9、見取図は別紙のとおりです。なお(14)(15)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。52ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積26,083㎡ほか14筆。合計348,032㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、19,398,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。55ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積35,751㎡ほか7筆。合計107,812㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設

定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,515,000円。
6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月14日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)から(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第75号、(13)から(15)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第76号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第76号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。59ページをお開きください。平成26年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。平成27年9月15日以降受理した報告書でございます。記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程9、報告第40号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第40号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」67ページをお開きください。平成27年9月3日に受理しました、平成26年度分の報告書で、〇〇〇〇氏のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものであります。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程10、報告第41号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第41号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。
69ページをお開きください。許可日、平成27年8月25日付。1、当事者の住所、氏名。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積13,342㎡。3、許可期間は平成27年8月25日から永年となっております。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程11、報告第42号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第42号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。
議案の71ページをお開きください。今回につきましては、平成26年3月1日付～平成27年9月22日付で、認定のあった13件について記載しております。
新規認定者は1件。再認定者は11件。計画変更認定は1件。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして第15回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 11時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月28日

会 長 安 田 稔 _____

14番 本 田 芳 明 _____

15番 纓 坂 尚 久 _____